

令和4年度定期監査結果報告書（中間）の概要

1 監査の概要

令和4年度定期監査は、令和4年11月から令和5年7月にかけて、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全413部局を対象に、実地監査又は書面監査により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理などに重点を置いて実施している。

2 監査の実施期間及び結果報告対象部局

今回の監査結果報告は、中間報告として、令和4年11月から令和5年3月までの間に監査を実施し、監査結果を決定した300部局の監査結果を報告するもの。

3 監査結果

是正又は改善が必要である事項があった部局は50部局であり、その内容は、指摘事項30件、指導事項71件、検討事項1件となっている。

【主な指摘事項等の内容】

指 摘 事 項 等 の 内 容	
指摘事項	<p>○ 支出負担行為の決定を行わずに委託業務を行っているもの（報告書P3） 【空知総合振興局】</p> <p>内容： 春播小麦原種は経營業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 生活保護費の支給が過大となっているものなど（報告書P4） 【根室振興局】</p> <p>内容： 生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているものが、11世帯、24件、210万3,366円、支給が過少となっているものが、7世帯、10件、61万3,522円、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているものが、8世帯、34件、50万1,962円、治療材料費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものが、6医療機関等に対して、23件、10万5,709円あった。</p>

指摘事項等の内容

指摘事項	<p>○ 役務費の支出が不経済となっているもの（報告書P4） 【オホーツク教育局】</p> <p>内容： 廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分することとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,300円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 来訪者応接費の支給が適切でないもの（報告書P5） 【稚内警察署】</p> <p>内容： 駐在所等を訪れる住民に提供するお茶等の購入を行う来訪者応接費において、購入した場合は、来訪者応接用物品購入報告書に所要の事項を記載し、応接に要する物品のみが記載された領収書又はレシートを添付の上、警察署長に報告し、支給することとされているが、購入した応接物品の種類及び数量について、報告書及び領収書等に記載されていないものが、令和元年度から令和4年度までの期間において、40件、12万9,035円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 扶助費の支出が遅延しているものなど（報告書P5） 【釧路教育局】</p> <p>内容： 高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 公金の領得（報告書P6） 【士別警察署】</p> <p>内容： 捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得があった。</p>
指摘事項	<p>○ 無権代理人が提出した入札書を有効として契約を締結しているもの（報告書P8） 【紋別高等看護学院】</p> <p>内容： 寄宿舍賄業務委託契約に係る一般競争入札において、無権代理人の提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、1件、554万4,000円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 失格とすべき者を落札者としているもの（報告書P9） 【農業大学校】</p> <p>内容： 庁舎等清掃業務において、最低制限価格の算出に当たり、予定価格の積算に計上した経費の一部を算入しなかったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、741万2,900円あった。</p>

指 摘 事 項 等 の 内 容

指摘
事項

○ 生活保護費の支給が過大となっているものなど（報告書P9）

【渡島総合振興局】

内容： 生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和2年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているものが、33世帯、51件、276万3,359円、支給が過少となっているものが、25世帯、28件、27万4,662円、被服費の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているものが、1世帯、12件、3万7,060円、訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものが、1医療機関に対して、17件、4万700円あった。

指摘
事項

○ 時間外勤務手当が未支給となっているもの（報告書P10）

【旭川子ども総合療育センター】

内容： 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、勤務した職員には時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていなかったことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。

指摘
事項

○ 失格とすべき者を落札者としているもの（報告書P10）

【旭川児童相談所】

内容： 庁舎清掃業務において、最低制限価格の算出に当たり、消費税等の率を誤ったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、120万3,400円あった。

指摘
事項

○ 私費により支払っているものなど（報告書P11）

【十勝総合振興局】

内容： 庁舎管理の委託業務において、支出手続を怠り、私費により支払っているものが、4件、46万8,215円あった。

また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したとする虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。

検討
事項

○ 教育財産等の管理について検討を要するもの（報告書P16）

【高等聾学校（教育庁検討事項）】

内容： 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあった。

このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地の適切な管理について検討する必要がある。